

川崎市認定こども園（保育認定）子どものための教育・保育給付費等支給要綱

27川市子推第542号

平成27年4月1日市長決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第1項に規定する確認を受けるものに対し、認定こども園法第13条第2項により定められた幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号）、認定こども園法第3条第2項及び第4項の規定により幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を行うための基準及び支援法第34条第2項の規定により定められた各特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を満たした運営を行うために要する経費並びに当該基準を超えて利用する子どもの処遇向上、事業所職員の待遇改善及び事業所の経営の安定化等を図るために要する経費の支給について、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象子ども）

第2条 この要綱に基づく、支給の対象となる子どもは、川崎市（以下「市」という。）の教育・保育給付認定（保育標準時間認定又は保育短時間認定）を受け、市内及び市外の認定こども園を利用する子どもとする。

（支給額及び算出方法等）

第3条 支給する額及びその算出方法等は、市内の認定こども園及びその認定こども園を利用する子どもにあっては、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「国基準」という。）第1条第12号に規定する公定価格（以下「公定価格」という。）から市の定める利用者負担額を控除した金額及び別表に定める市加算運営費とする。

2 前項の規定にかかわらず、市外の認定こども園を利用する子どもにあっては、国基準に定める公定価格のほか、当該認定こども園が所在する地方公共団体の定めるところによるものとする。

3 公定価格の内容となる基本分単価、処遇改善等加算Ⅰ、3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算、夜間保育加算、土曜日に閉所する場合、定員を恒常的に超過する場合及び処遇改善等加算Ⅲにおける利用する子どもの年齢区分の適用にあたっては、当該利用する子どもの年度の初日の前日の満年齢によるものとする。

4 公定価格の内容となる基本分単価、処遇改善等加算Ⅰ、3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算、夜間保育加算、チーム保育加配加算、減価償却費加算、賃借料加算、副

食費徴収免除加算、1号認定こどもの利用定員を設定しない場合、分園の場合、土曜日に閉所する場合、主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合、年齢別配置基準を下回る場合、配置基準上求められる職員資格を有しない場合、定員を恒常的に超過する場合及び冷暖房費加算の算出にあたっては、利用する子どもの月途中の入退所（転入出を含む）による日割り計算を国基準により行うものとし、休日保育加算、外部監査費加算、療育支援加算、処遇改善等加算Ⅱ、処遇改善等加算Ⅲ、施設関係者評価加算、高齢者等活躍促進加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算並びに別表に定める加算の算出にあたっては、当該日割り計算は行わず、各支給対象月初日の利用子ども数によるものとする。

5 公定価格の内容となる処遇改善等加算Ⅰ、3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算、休日保育加算、夜間保育加算、チーム保育加配加算、減価償却費加算、賃借料加算、外部監査費加算、土曜日に閉所する場合、主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合、年齢別配置基準を下回る場合、配置基準上求められる職員資格を有しない場合、療育支援加算、処遇改善等加算Ⅱ、処遇改善等加算Ⅲ、施設関係者評価加算、高齢者等活躍促進加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算並びに別表に定める障害児保育費、産休等代替臨時職員雇用費、市処遇改善等加算Ⅱ、市処遇改善等加算Ⅲ及び市第三者評価受審加算に掲げる費用等の適用に当たっては、加算の認定申請又は協議を要するものとする。

6 公定価格の内容となる処遇改善等加算Ⅰに掲げる費用等のうち賃金改善に要する分、休日保育加算、外部監査費加算、処遇改善等加算Ⅱ、処遇改善等加算Ⅲ、施設関係者評価加算、高齢者等活躍促進加算、施設機能強化推進費加算及び第三者評価受審加算並びに別表に定める児童災害共済掛金、市処遇改善等加算Ⅱ、市処遇改善等加算Ⅲ、嘱託医手当、入園前健康診断手当、歯科検診事業費、市第三者評価受審加算、地域活動事業費及び実費徴収に係る補足給付事業費に掲げる費用等の適用を受けたときは、その執行に係る実績について報告等を要するものとする。

（支給時期）

第4条 この要綱による給付費等の支給時期は、毎月、原則として、当月初日の利用子ども数等に基づく当初払と前月末日までの月途中入所等の利用子ども数等に基づく追加払（月途中退所等により当初払分に過払分が生じた場合は、未払分の給付費等の内払分とする。）によるものとする。

（給付費等の返還）

第5条 この要綱による支給額及び算出方法等については、毎月、把握するものとし、市内の認定こども園及び市外の認定こども園が、偽りその他不正の手段により給付費等の支給を受けていることが認められた場合には、既に支給した額の全部又は一部の返還措置を講じるものとする。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、国基準等によるほか、こども未来局長

が定める。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２８年３月９日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。
(平成２７年度における支給額及び算出方法等の特例)
- 2 平成２７年度における、この要綱により支給する額及びその算出方法は、市内の認定こども園にあって、その認定こども園を利用する子ども（支給対象子どもに限る。）について、別表１－１から別表１－１１により算出した額、及び市外の認定こども園にあって、その認定こども園を利用する子ども（支給対象子どもに限る。）について国基準により算出した額については、当該額に１００分の１．２９を乗じて得た額とする。
- 3 前項により算出される額については、１０円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成２７年度の給付費等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成２９年３月２日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成２８年度の給付費等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２９年５月１日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱の改正前の要綱により従前の例によることとされた平成２８年度の給付費等については、この要綱の施行後においても、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年3月19日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成29年度における支給額及び算出方法等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月28日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年11月13日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱によりなお従前の例によることとされた令和元年10月1日前における支給する額及び算出方法等については、この要綱の施行後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年3月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、第3条第4項に定める副食費徴収免除加算については、令和元年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和元年度における支給額及び算出方法等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月27日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年３月１４日から施行し、令和４年２月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１３日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年５月１６日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年１０月１４日から施行し、令和４年１０月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年１０月２４日から施行し、令和４年４月１日から適用する。ただし、別表に定める物価高騰対応加算（給食費）については、令和４年１０月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１４日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年５月１５日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年８月２３日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年３月１３日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１５日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１４日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

別表1-1(第3条市加算運営費関係)

(認定こども園 保育認定)

項目	内容	加算額
①給食費	園児の給食内容を向上させるために、国の公定価格中の給食費に、子ども1人当月額単価を利用子ども数分加算するもの	子ども1人当月額528円
②行事用給食費	行事時の特別給食のため、国の公定価格中の給食費に子ども1人当月額単価を利用子ども数分加算するもの	子ども1人当月額113円
③冷暖房費	園児の処遇向上を図るため、国の公定価格中の冷暖房費に、子ども1人当月額単価を利用子ども数分加算するもの	子ども1人当月額58円
④特別扶助費	職員の待遇改善を図り、もって園児の処遇を向上させるため、6月と12月の賞与期に、国の公定価格中の人件費に、子ども1人当月額単価を各初日利用子ども数分加算するもの	子ども1人当月額 賞与月(6月・12月)に 各12,600円
⑤一般生活費	園児の処遇向上を図るため、国の公定価格中の給食材料費や保育材料費等の一般生活費に、子ども1人当月額単価を利用子ども数分加算するもの	子ども1人当月額840円
⑥児童災害共済掛金	園児の施設管理下における災害に備えて、災害共済給付制度等の掛金を、国の公定価格中の事業費に、子ども1人当月額単価を掛金支払子ども数分加算するもの(ただし、当年度中の最初に在籍した月に1回のみ加算)	子ども1人当月額375円
⑦障害児保育費	障害を有する園児や特別な支援が必要な園児に対して、保育教諭等の加配を行い、対象となる園児の処遇向上を図るため、国の公定価格中の人件費に、障害の程度に応じた対象園児1人当月額単価を対象園児数分加算するもの ＜認定基準＞ ■重度:特別児童扶養手当1級、身体障害者手帳1級もしくは療育手帳A1の交付を受けている園児又はそれと同程度の障害等を有すると認められる園児 ■中度:特別児童扶養手当2級、身体障害者手帳2級もしくは療育手帳A2の交付を受けている園児又はそれと同程度の障害等を有すると認められる園児 ■軽度:身体障害者手帳3～6級もしくは療育手帳B1～B2の交付を受けている園児又はそれと同程度の障害等を有すると認められる園児	対象児1人当月額 ■重度:月額285,400円 ■中度:月額228,320円 ■軽度:月額142,700円
⑧衛生管理加算	利用する子どもの使用済み紙おむつを園において収集し、法令等に従い適切な方法により処理等を行うことをもって、保護者及び園職員の負担を軽減させるために0～2歳児1人当月額単価を0～2歳児の月初日利用子ども数分加算するもの	対象園児1人当月額295円

⑨-1 延長保育費 基本分・加算分

延長保育を実施する施設に対して、各施設の各月の実延長保育時間の区分と土曜延長の実施有無に応じて、延長保育に要する経費(補食代実費徴収分を除く)として、利用する子ども6人までの月額基本分と7人目から1人当りの月額加算分を加算する(利用する子どもが6人未満の場合は月額基本分×利用する子ども数÷6人(小数点以下切捨て)とする)もの。

なお、当該人数には、保育標準時間認定子どもと保育短時間認定子どもであって、11時間の開所時間を超えて、延長保育を利用した子ども数を換算するものとする。

実延長保育時間	土曜延長	基本分		加算分	
朝／夕 0.5時間	実施あり	6人まで	月額 91,000円	7人目から 1人当り	月額 1,600円
	実施なし		月額 75,800円		
夕 1時間	実施あり	6人まで	月額 182,000円	7人目から 1人当り	月額 3,200円
	実施なし		月額 151,700円		
夕 1.5時間	実施あり	6人まで	月額 273,000円	7人目から 1人当り	月額 4,800円
	実施なし		月額 227,500円		
夕 2時間	実施あり	6人まで	月額 364,000円	7人目から 1人当り	月額 6,400円
	実施なし		月額 303,300円		
夜間保育の朝 0.5時間	実施あり	6人まで	月額 128,200円	7人目から 1人当り	月額 2,800円
	実施なし		月額 106,800円		
夜間保育の朝 1時間	実施あり	6人まで	月額 256,400円	7人目から 1人当り	月額 5,600円
	実施なし		月額 213,700円		
夜間保育の朝 1.5時間	実施あり	6人まで	月額 384,500円	7人目から 1人当り	月額 8,400円
	実施なし		月額 320,400円		
夜間保育の朝 2時間	実施あり	6人まで	月額 512,700円	7人目から 1人当り	月額 11,200円
	実施なし		月額 427,300円		
夜間保育の朝 2.5時間	実施あり	6人まで	月額 640,800円	7人目から 1人当り	月額 14,000円
	実施なし		月額 534,000円		
夜間保育の朝 3時間	実施あり	6人まで	月額 769,000円	7人目から 1人当り	月額 16,800円
	実施なし		月額 640,900円		

⑨-2 延長保育費 保育短時間認定児延長保育加算分

保育短時間認定子どもが各施設の8時間のコアタイムの範囲を超えて、11時間の開所時間の範囲内で、延長保育を利用した場合に、当該延長保育に要する経費として、0.5時間単位で1人当り月額加算分を加算するもの

延長保育時間	加算分
0.5時間単位	1人当り月額 1,600円

⑨-3 延長保育費 障害児加算分・保育料免除加算分

延長保育の実施に伴い、障害を有する園児や特別な支援が必要な園児(認定は障害児保育費の認定に準ずる)に係る経費や生活保護世帯・市民税非課税世帯等の園児の保育料免除分の補填として、当該園児の各月の延長保育時間に応じた1人当り月額加算分を加算するもの

項目	延長保育時間	加算分
障害児保育分	0.5時間	1人当り月額 7,130円
	1時間	1人当り月額 14,270円
	1.5時間	1人当り月額 21,400円
	2時間	1人当り月額 28,540円
	2.5時間(夜間保育のみ)	1人当り月額 35,670円
	3時間(夜間保育のみ)	1人当り月額 42,810円
保育料免除分	0.5時間	1人当り月額 1,000円
	1時間	1人当り月額 2,000円
	1.5時間	1人当り月額 3,000円
	2時間	1人当り月額 4,000円
	2.5時間(夜間保育のみ)	1人当り月額 5,000円
	3時間(夜間保育のみ)	1人当り月額 6,000円

別表1-3(第3条市加算運営費関係)

(認定こども園 保育認定)

項目	内容	加算額
⑩休憩休息保育教諭雇用費	園児の処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、各施設に必要な条例上の保育教諭4人につき1人の常勤保育教諭の加配に要する経費を加算するもの。	【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】 ■単価 基本分

項目	内容	加算額
⑭事務職員雇用費	事務の複雑化・電子化等に対応するため、公定価格中の事務職員雇上費に加えて、事務職員の雇用に係る経費を加算するもの。 ※教育標準時間認定(1号)と保育認定(2・3号)とで、費用を利用定員により等分して計上する。	【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】 ■単価 定員が20人以上60人以下の施設は月額1人当り57,600円 定員が61人以上120人以下の施設は月額1人当り69,120円 定員が121人以上180人以下の施設は月額1人当り80,640円 定員が181人以上240人以下の施設は月額1人当り92,160円 定員が241人以上300人以下の施設は月額1人当り103,680円 定員が301人以上の施設は月額1人当り115,200円 ■対象職員数 各施設1人とする。 ■支給月数 12箇月とする。ただし、年間の運営月数が12箇月に満たない場合は、当該運営月数とする。
⑮週40時間勤務保障保育教諭雇用費	常勤保育教諭の週40時間勤務を保障するため、定員が60人以上かつ土曜日を常態的に開所する施設に対し、臨時的任用保育教諭の雇用費を加算するもの。	【算定式：単価 × 対象職員数 × 支給月数】 ■単価 月額1人当り28,540円 ■対象職員数 毎月初日の在籍子ども数と利用定員数で、条例上の基準に基づき、年齢区分ごとに小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで必要保育教諭数を算出し、その合計人数の小数点以下を四捨五入した人数(計算結果が0となる場合は1とする。)のより多い人数に1人を加えた人数とする。 ■支給月数 12箇月とする。ただし、年間の運営月数が12箇月に満たない場合は、当該運営月数とする。
⑯産休等代替臨時職員雇用費	有給による産休・病休制度を有する事業者が運営する施設に対し、常勤職員が出産又は傷病により長期休暇する場合に、その代替となる臨時的任用職員(常勤職員に限る)を雇用する経費を加算するもの。	【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給日数】 ■単価 以下の常勤の代替職員の職種に応じて定められた日額単価の範囲内で、実際の雇用契約内容から算出した額(日給換算とし日額交通費を含む。ただし10円未満切捨て)とする。 看護師の場合は、日額1人当り12,050円を限度とする。 保育教諭の場合は、日額1人当り11,850円を限度とする。 栄養士の場合は、日額1人当り10,600円を限度とする。 准看護師の場合は、日額1人当り10,410円を限度とする。 調理員の場合は、日額1人当り9,730円を限度とする。 保育教諭補助等の場合は、日額1人当り9,730円を限度とする。 事務員の場合は、日額1人当り9,730円を限度とする。 ■対象職員数 産休・病休職員1人対し、常勤の代替職員1人とする。なお、このうち、栄養士、准看護師、保育教諭補助等、事務員については、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するものに限る。 ■支給日数 産休代替の場合は、産休職員の出産予定日の8週間前の日(多胎妊娠の場合は14週間前の日)から産後8週間を経過する日までの期間で、現に代替職員が勤務した日数(半日単位で合算し、1日に満たない場合は切捨て。以下同じ)とする。 病休代替の場合は、病休職員の休業開始日から6箇月を経過するまでの期間で、現に代替職員が勤務した日数とする。
⑰市処遇改善等加算Ⅱ	公定価格上の処遇改善等加算Ⅱにおいて、処遇改善等加算Ⅰの加算率算定の基礎となる職員の経歴年数が3～6年目の者と7年以上の者がいる施設に対し、十分に賃金改善額の配分を行えない場合に、賃金改善額を補完するもの。ただし、公定価格上の処遇改善等加算Ⅱの支払いがない場合には対象外とする。	■単価 【加算保障額－配分可能額＝単価】 公定価格上の処遇改善等加算Ⅱの配分可能額(中核リーダー等及び若手リーダー等に対する配分可能額)に対し、処遇改善等加算Ⅰの算定基礎となる職員の経歴年数が3～6年目の者に5千円及び最低4万円の保障対象とならない7年以上の者(いずれも園長を除く)に4万円を配分(加算保障額)した場合、不足する額。なお、不足する額には、各々法定福利費等事業主負担額相当分を含むこととする。 ■対象職員数 就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数(1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。)に達している者又は当該者以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者であり、4月1日又は開設日に在籍する者とし、公定価格上の処遇改善等加算Ⅱの算定基礎となる職員数に1人を加えた人数(ただし園長を除く)を上限とする。 ■支給月数 市処遇改善等加算Ⅱの実施月数
⑱市処遇改善等加算Ⅲ	当該施設等において、賃上げ効果が継続されることを前提に、追加的な賃金改善を行う場合に、市が公定価格上の算定基準を超えて加配を求める保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善に要する費用を右記の加算額の範囲内で加算するもの。	■単価 月額1人当り11,030円 ■対象職員数 ⑨休憩休息保育教諭雇用費、⑩年休代替保育教諭雇用費及び⑫調理員雇用費それぞれの平均配置人数(見込)を算出し、その合計人数に一時保育を実施している施設については、2人を上限として加えた人数とする。 ■支給月数 市処遇改善等加算Ⅲの実施月数

別表１－３(第3条市加算運営費関係)

(認定こども園 保育認定)

項目	内容	加算額
⑬指導用給食費	園児の給食指導のため、保育教諭の指導用として用意する給食の費用を加算するもの。	【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】 ■単価 月額1人当り1,795円 ■対象職員数 毎月初日の在籍園児数で、条例上の基準に基づき、年齢区分ごとに小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで必要保育教諭数を算出し、その合計人数の小数点以下を四捨五入した人数(計算結果が0となる場合は1とする。)に2人を加えた人数とする。 ■支給月数 12箇月とする。ただし、年間の運営月数が12箇月に満たない場合は、当該運営月数とする。

別表1ー4(第3条市加算運営費関係)

(認定こども園 保育認定)

㊴嘱託医手当

園児の健康管理の充実を図るため、毎月の定期健康診断(随時の入園前健康診断を含む)の実施等に伴う嘱託医への手当を、公定価格中の嘱託医手当に加算するもの。

項目	定員区分	上段:加算額、下段:園医報酬基準額
嘱託医手当	40人以下定員の施設	月額 7,830円 (月額 21,400円)
	41～60人定員の施設	月額 18,530円 (月額 32,100円)
	61～90人定員の施設	月額 36,330円 (月額 49,900円)
	91～120人定員の施設	月額 39,430円 (月額 53,000円)
	121～150人定員の施設	月額 42,130円 (月額 55,700円)
	151～180人定員の施設	月額 45,230円 (月額 58,800円)
	181～210人定員の施設	月額 59,430円 (月額 73,000円)
	産休明け保育実施民営化施設(91～120人定員)	月額 50,430円 (月額 64,000円)
	産休明け保育実施施設化施設(121～150人定員)	月額 53,130円 (月額 66,700円)
	乳児専門施設	月額 60,630円 (月額 74,200円)
	240人定員の施設	月額 78,860円 (月額 0円)

㊵入園前健康診断手当

新たに入所する園児の健康状況を把握するため、4月一斉入所前に健康診断を実施するための嘱託医への手当を、2月に加算するもの。

項目	定員区分	加算額
入園前健康診断手当	60人以下定員の施設	21,400円
	61～180人定員の施設	32,100円
	181～240人定員の施設	42,800円

㊶歯科検診事業費

園児に歯科検診を実施するため、歯科医への手当として、公定価格中の人件費に加算するもの。

項目	定員区分	加算額
歯科検診事業費	60人以下定員の施設	年額 28,000円
	61～90人定員の施設	年額 31,000円
	91～120人定員の施設	年額 34,000円
	121～150人定員の施設	年額 37,000円
	151～180人定員の施設	年額 40,000円
	181～210人定員の施設	年額 43,000円
	211～240人定員の施設	年額 46,000円

②第三者評価受審加算

第三者評価の受審を促進するため、公定価格中の第三者評価受審加算に加えて、第三者評価の受審に要する費用を加算限度額の範囲内で加算するもの。

項目	加算額
市第三者評価受審加算	■加算限度額 1施設当り1回100,000円 ■加算時期 3月とする。 ■加算条件 1施設に対し、5年に1回の加算とする。 なお、平成29～令和2年度において、「川崎市民間保育所福祉サービス第三者評価事業受審料助成金」の交付を受けた施設は、各交付年度から起算して5年を経過するまでは本市加算の対象とならない。

④地域活動事業費

地域の子育て支援を推進するため、以下の表中の加算条件を満たす場合に、当該事業の実施に要する費用を加算限度額の範囲内で加算するもの。

項目	加算額												
地域活動事業費	■加算限度額 1施設当り年額200,000円 ※原則、年度内に1度のみの申請とする。 ■加算時期 2～3月とする。 ■加算条件 以下の5事業のうち複数事業を実施するものとする。 <table><tr><th>事業名</th><th>事業内容</th></tr><tr><td>世代間交流等事業</td><td>老人福祉施設・介護保険施設等への訪問、又は、これら施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具製作、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行う。</td></tr><tr><td>異年齢児交流等事業</td><td>認定こども園を退所した児童(保育認定)や地域の児童とともに地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、児童の社会性を養う。</td></tr><tr><td>育児講座・育児と仕事の両立支援事業</td><td>地域の乳幼児をもつ保護者等に対する育児講座の開催や育児と仕事の両立支援に関する情報提供等を行う。</td></tr><tr><td>地域の特性に応じた保育需要への対応事業</td><td>地域の保育需要に対応するため、地域の実情に応じた活動をしている認定こども園について市長が特に必要と認めたもの。</td></tr><tr><td>認定こども園体験特別事業</td><td>適切な保育を必要としている親子等に認定こども園を開放し、認定こども園入園児童(保育認定)との交流を通じて、育児上の工夫の仕方等について相談助言等を受けられるようにする。</td></tr></table>	事業名	事業内容	世代間交流等事業	老人福祉施設・介護保険施設等への訪問、又は、これら施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具製作、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行う。	異年齢児交流等事業	認定こども園を退所した児童(保育認定)や地域の児童とともに地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、児童の社会性を養う。	育児講座・育児と仕事の両立支援事業	地域の乳幼児をもつ保護者等に対する育児講座の開催や育児と仕事の両立支援に関する情報提供等を行う。	地域の特性に応じた保育需要への対応事業	地域の保育需要に対応するため、地域の実情に応じた活動をしている認定こども園について市長が特に必要と認めたもの。	認定こども園体験特別事業	適切な保育を必要としている親子等に認定こども園を開放し、認定こども園入園児童(保育認定)との交流を通じて、育児上の工夫の仕方等について相談助言等を受けられるようにする。
事業名	事業内容												
世代間交流等事業	老人福祉施設・介護保険施設等への訪問、又は、これら施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具製作、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行う。												
異年齢児交流等事業	認定こども園を退所した児童(保育認定)や地域の児童とともに地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、児童の社会性を養う。												
育児講座・育児と仕事の両立支援事業	地域の乳幼児をもつ保護者等に対する育児講座の開催や育児と仕事の両立支援に関する情報提供等を行う。												
地域の特性に応じた保育需要への対応事業	地域の保育需要に対応するため、地域の実情に応じた活動をしている認定こども園について市長が特に必要と認めたもの。												
認定こども園体験特別事業	適切な保育を必要としている親子等に認定こども園を開放し、認定こども園入園児童(保育認定)との交流を通じて、育児上の工夫の仕方等について相談助言等を受けられるようにする。												

⑤実費徴収に係る補足給付事業費

日用品、文房具等の購入に要する費用等に係る実費徴収額について、低所得世帯を対象に実費の一部を補助するもの。

項目	加算額
実費徴収に係る補足給付事業費	■対象者 保育料金額表階層区分Aに該当する者 ■基準額 教材費・行事費等 2,700円 上記金額と、実費徴収額とを比較して低い方の額とする。